

川島町一般廃棄物処理施設 建設候補地検討報告書

令和4年3月

川島町一般廃棄物処理施設建設候補地検討委員会

目 次

1. 建設候補地検討の基本的な考え方	1
2. 建設候補地の選定手順	3
3. 建設候補地の加除	4
4. 評価項目及び評価基準	6
5. 建設候補地の評価結果	9
6. 建設候補地の選定	10
7. 今後検討すべき課題	12
参考資料	14
・ 評価項目とその設定理由及び評価基準	15
・ 建設候補地評価結果の概要	17
・ 建設候補地評価結果集計表	21
・ 川島町一般廃棄物処理施設建設候補地検討委員会設置要綱	22
・ 川島町一般廃棄物処理施設建設候補地検討委員会経緯	24
・ 川島町一般廃棄物処理施設建設候補地検討委員会委員名簿	26

1. 建設候補地検討の基本的な考え方

1.1. これまでの経緯

(1) 施設の老朽化の状況

川島町（以下、「本町」という。）では、表－1 に示すごみ処理施設が稼働していますが、ごみ焼却施設及び不燃物処理施設は、建設・稼働から 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

表－1 本町のごみ処理施設

施設名	川島町環境センター (ごみ焼却施設)	川島町環境センター (不燃物処理施設)	川島町環境センター (容器包装処理施設)
処理対象物	可燃ごみ	不燃ごみ びん、かん	容器包装（プラスチック製・紙製）、ペットボトル
処理能力	40t/8h (20t/8h×2 炉)	10t/5h	0.3t/1h
処理方法	機械化バッチ燃焼式燃焼炉	磁選、手選別、破碎、圧縮	手選別、圧縮減容、梱包
竣工年度	昭和 54 年 1 月	昭和 54 年 9 月 増設部：平成 3 年 3 月	平成 13 年 4 月
所在地	川島町大字曲師 370 番地		

(2) 埼玉中部資源循環組合への加入と解散

本町と同じく施設の老朽化が進む東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村の 8 市町村では、新たなごみ処理の運営を目指して、埼玉中部資源循環組合を構成し、可燃ごみ及び可燃性の粗大ごみを処理する、新しい施設の建設準備を進めていました。本町も平成 27 年（2015 年）12 月に同組合に加入し、他の構成団体とともに協議を進めてきましたが、付帯施設を巡って協議がまとまらず、令和元年度（2019 年度）末をもって同組合は解散となりました。

解散後は、それぞれの市町村でごみ処理の今後を見直さなければならなくなり、本町でも、新たな施設の建設用地を町内で確保するための検討を開始することとなりました。

(3) 庁内検討委員会における検討

本町では、建設用地の検討に当たり、まずは町職員 11 人からなる「川島町一般廃棄物処理施設整備に関する建設用地庁内検討委員会」（以下、「庁内検討委員会」という。）を設置し、令和 3 年（2021 年）3 月から 5 月まで計 6 回の会議を開催し、議論を積み重ねてきました。その結果、町内各地区から 1 か所以上の建設用地候補地を抽出することとし、合計 9 か所の建設用地候補地を決定しました。

1.2 建設候補地検討の基本的な考え方

本町では、庁内検討委員会からの報告を踏まえ、以下の基本方針をもとに、建設候補地を選定することとしました。

5つの基本方針と建設候補地選定の基本的な考え方

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| I 安定したごみ処理の確保 | ⇒ 災害時にも安定したごみ処理ができる場所の選定 |
| II 環境への配慮 | ⇒ 自然環境・住環境に配慮した場所の選定 |
| III 経済性の確保 | ⇒ コストの低減等の経済性の確保ができる場所の選定 |
| IV 地域の活性化 | ⇒ ごみ処理の過程で発生するエネルギーの活用、地域活性化に資する場所の選定 |
| V 透明性の確保 | ⇒ 学識経験者・町民を加えた委員会設置と適切な情報開示 |

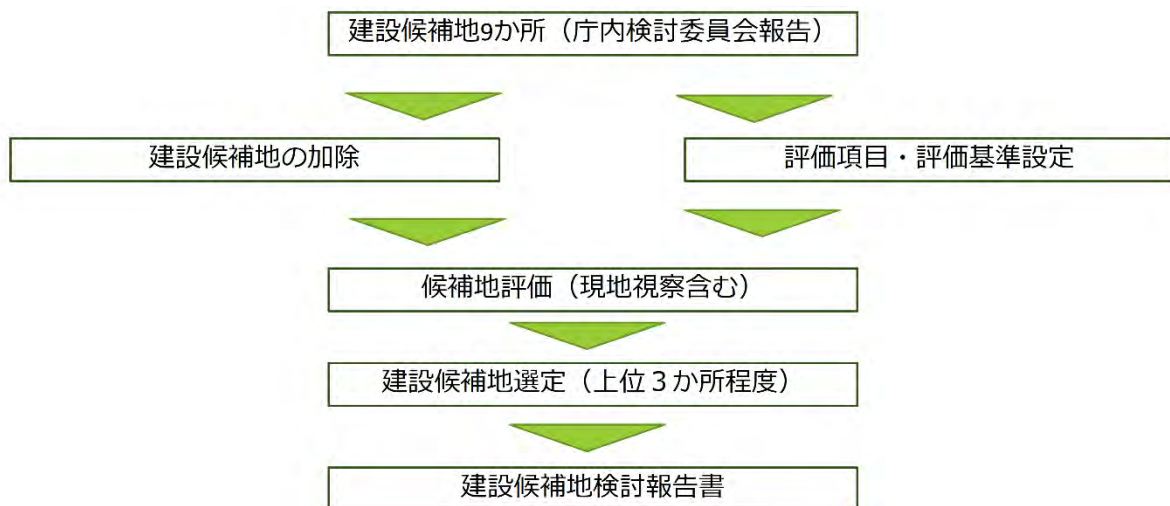
また、検討方式は有識者を含めた委員会形式とし、「川島町一般廃棄物処理施設建設候補地検討委員会」（以下、「本検討委員会」という。）を組織し、令和3年度末までに建設候補地を絞り込むこととなりました。

令和4年（2022年）1月、本町では、隣接する桶川市及び東松山市とともに、「ごみ処理の広域化の推進に関する基本合意書」を締結しました。その中で、ごみ処理施設の建設予定地は本町内とすること、建設予定地は令和4年度を目標年次として本町が選定することが謳われており、本検討委員会での候補地検討はごみ処理広域化の第一歩にも位置付けられるものです。

2. 建設候補地の選定手順

建設候補地の選定手順は、前章で概要を紹介した庁内検討委員会報告を出発点に、図－1に示すとおり、評価項目・評価基準を設定したのち、現地視察を含む候補地評価を行って、建設候補地を上位3か所程度まで絞り込むこととしました。その後の最終的な建設予定地の選定に係る意思決定は本町で行うこととしています。

選定手順のうち建設候補地の加除は、庁内検討委員会報告にて決定された建設候補地9か所について、庁内職員だけの考え方でなく、本検討委員会委員の視点で見直すとの意から選定手順に含めたものです。



図－1 建設候補地の選定手順

3. 建設候補地の加除

本検討委員会委員から、建設候補地を1か所追加してはどうかとの提案があり、本検討委員会において認められたことから、庁内検討委員会で選定した9か所及び本検討委員会で追加した1か所の計10か所を建設候補地として検討対象とすることとしました。

建設候補地の位置及び特色は、図-2及び表-2に示すとおりです。

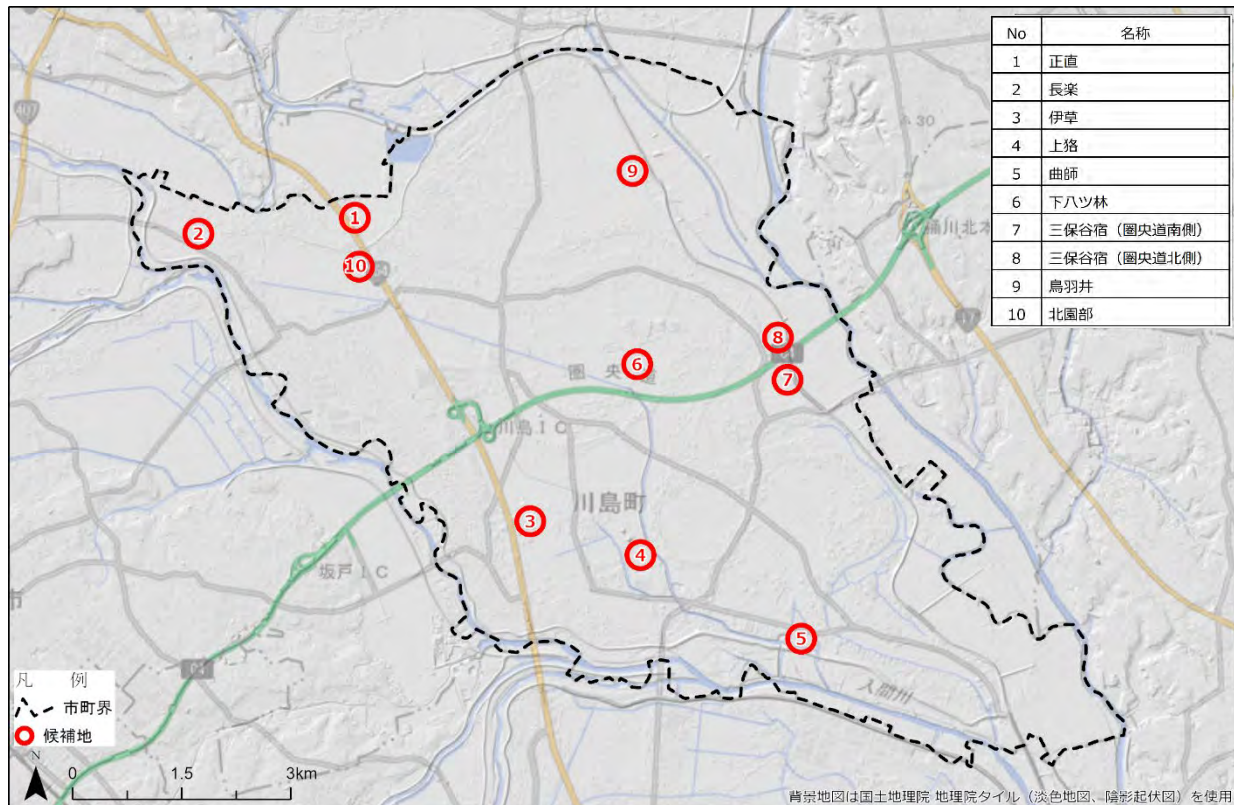


図-2 建設候補地 10 か所

表-2 建設候補地 10 か所の特色

地区名	地点名	特色
中山	正直	国道 254 号隣接。圏央道川島 IC から近い。
中山	長楽	想定浸水深が 3m 未満。工業専用地域に近接。
伊草	伊草	国道 254 号隣接。圏央道川島 IC から近い。
三保谷	上貉	埼玉県中央防災基地に隣接。 周辺に住宅なく、町の幹線道路に隣接。
出丸	曲師	既存ごみ処理施設あり、用地確保でのコスト減期待。 周辺に住宅なく、県道に隣接。
八ツ保	下八ツ林	周辺に住宅なく、想定以上の用地確保期待。 行政系地域構想内、公共施設集約。

地区名	地点名	特色
八ッ保	三保谷宿（圏央道南側）	周辺に住宅なく、高台整備のための用地確保期待。 出丸地区整備予定の高台避難所との相互補完期待
八ッ保	三保谷宿（圏央道北側）	周辺に住宅なく、高台整備のための用地確保期待。 出丸地区整備予定の高台避難所との相互補完期待
小見野	鳥羽井	周辺に住宅なく、高台整備のための用地確保期待。 高台整備により小見野地区避難場所として活用。
中山	北園部	国道 254 号隣接。圏央道川島 IC から近い。

4. 評価項目及び評価基準

4.1 評価項目の設定

評価項目は、「1.2. 建設候補地検討の基本的な考え方」に示した5つの基本方針を基に、検討することとし、庁内検討委員会報告に示された評価項目の考え方を基本とすることとしました。その際、一般廃棄物処理施設を設置する場合の課題（問題点）と利点を幅広い観点から評価することは、より適性が高い建設候補地の選定に繋がると考えられることから、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」（平成29年4月、公益社団法人全国都市清掃会議）に示される評価項目を参考とし、川島町の地域特性を考慮しながら評価項目を設定しました。

なお、5つの基本方針の5番目「透明性の確保」は、建設候補地検討の進め方に係る方針であることから、評価項目には加えず、代わりに「合意形成」を評価に係る基本方針に加えしました。

以上の考え方に基づき、基本方針ごとに大項目、中項目、小項目の順で、評価項目の落とし込みを図りました。具体的には、第1回検討委員会で評価項目設定の基本的な考え方を示すとともに、評価項目の事務局試案をたたき台として示し、第2回から第4回までの検討委員会において詳細に検討を加え、評価項目を確定させました。この過程で、「災害時の搬入継続」に「緊急輸送道路」を小項目として追加しています。

評価項目は、以下に示すとおりです。

I 安定したごみ処理の確保

【防災】

地震や浸水を被災する可能性ができるだけ低い場所を選定することが重要との観点から、以下の中項目・小項目を設定。

活断層からの距離、想定震度、液状化の危険性、
浸水想定〔最大浸水深、浸水期間〕、浸水被害記録

【事業継続性】

災害発生時においても廃棄物処理を継続できることが重要との観点から、以下の中項目・小項目を設定。

災害発生時の搬入継続〔搬入継続の可能性、緊急輸送道路〕、水害対策の実施可能性

II 環境への配慮

【自然環境】

自然環境を保全するために、貴重な動物・植物の生育・生息地の改変を回避することが重要と考えられることから、以下の中項目を設定。

植生自然度、貴重な動植物の生育・生息地

【生活環境】

生活環境を保全するため、廃棄物処理施設から一定程度の離隔を確保すること、環境面でのリスクを回避することが重要と考えられることから、以下の中項目・小項目を設定。

保全対象となる施設との距離、民家・集落との距離、
地歴（土壌汚染の可能性）〔土壌汚染対策法に基づく指定区域、過去の土地利用〕

【交通安全】

ごみの収集車両等の運行が住民生活に影響を及ぼすことを回避することが重要と考えられることから、以下の中項目を設定。

車両集中、通学路との交錯

【その他】

上記以外で負荷を回避・軽減することが重要と考えられることから、以下の中項目・小項目を設定。

景観・観光資源・眺望景観、史跡・文化財〔史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財〕
水害対策と環境保全との整合性

III 経済性の確保

【インフラ整備】

廃棄物処理施設を整備・運営する際にすでに整っている社会的基盤施設を利用できると経済的な負担が軽減できることから、以下の中項目を設定。

搬入道路、給水、排水、電気、ガス

【整備・運営費】

廃棄物処理施設を整備・運営する際に初期費用、運営費用を少なくできることが重要と考えられることから、以下の中項目・小項目を設定。

用地取得費、造成費（嵩上げを含む）・地盤改良費を増加させる要因、

建設費を増加させる要因、維持管理費を増加させる要因

IV 地域の活性化

【土地利用】

土地利用上の制約条件が少ないことが廃棄物処理施設を整備する上で有利であることから、以下の中項目・小項目を設定。

面積の確保〔底地の面積、水害対策後の天端の面積〕、

土地利用規制〔農振農用地区域、その他の利用規制〕、都市計画（用途地域）、

現況の土地利用

【将来計画】

町の将来構想・計画と整合していること、エネルギー供給、防災拠点等として利用価値を有していることが重要と考えられることから、以下の中項目を設定。

将来構想・計画の有無、余熱利用可能な施設の有無、防災拠点としての利用可能性

V 合意形成

【合意形成】

用地を取得する際の制約条件が少ないことが有利であることから、以下の中項目を設定。

地権者数、所有者不明土地の有無、必要移転数、他市町村との距離

4.2 評価基準の設定

各中項目・小項目に係る評価結果をわかりやすく示すため、評価基準を設定し記号（◎・○・△・×）で評価するものとししました。その際、評価基準は、できるだけ客観的・合理的なものとし、恣意的なものとならないよう配慮しました。

具体的には、第2回検討委員会において評価基準の案を示し、第3回検討委員会において評価方法を追記し、評価の目安を示すとともに、評価結果と照らし合わせながら、項目ごとに評価基準が妥当なものとなっているかについて見直しを行いました。この過程で、「最大浸水深」は国土交通省の「浸水ナビ」の想定最大規模に基づくこと、「搬入ルートと通学路との交錯」については、歩道等の安全策が講じられているかを加味して評価すること、嵩上げ造成後の天端の平坦地面積の評価には、堤防への腹付け盛土部を含み評価することとしました。

評価項目とその選定理由及び評価基準は、巻末の参考資料に示すとおりです。

5. 建設候補地の評価結果

「4. 評価項目及び評価基準」に基づき、全 10 か所の建設候補地について評価を行いました。本検討委員会事務局にて、建設候補地それぞれに敷地の範囲を想定して評価を行い、評価結果の案を作成した後、本検討委員会は、現地視察を踏まえ、事務局案の評価の妥当性を検証し、必要に応じて評価結果を見直しました。

建設候補地ごとの評価結果の概要及び評価結果の一覧は、巻末の参考資料に示すとおりです。

6. 建設候補地の選定

(1) 評価結果の点数化

評価結果は、評価基準に照らして、◎、○、△で示されているため、これをわかりやすく示す必要があることから、点数化を行うこととしました。点数化に当たり評価基準と評価結果を照らし合わせた結果、全体的に見て◎、○、△、×の4段階の評価結果の間に、著しい差が生じているとは認められないことから、点数配分の差を大きくするのは好ましくないと判断し、評価結果に対して、以下の点数を配分することとしました。

◎：3点、○：2点、△：1点、×：0点

(2) 評価項目の重み付け

評価項目は、川島町の地域特性を考慮すると、水害対策に関連する評価項目に重視すべきという考え方を踏まえ、本検討委員会での会議の結果、表-4に示す項目の評価点を1.5~2倍に重み付けすることとしました。

表-4 重み付けを行う評価項目

重み付けを行う評価項目（中項目・小項目）	
・浸水想定〔最大浸水深〕	1.5倍
・浸水想定〔浸水期間〕	1.5倍
・浸水被害記録	1.5倍
・災害発生時の搬入継続〔搬入継続の可能性〕	2倍
・災害発生時の搬入継続〔緊急輸送道路〕	1.5倍
・水害対策の実施可能性	1.5倍
・面積の確保〔水害対策後の天端の面積〕	1.5倍
・防災拠点としての利用可能性	1.5倍

(3) 評価点の集計

点数化し、重み付けを行った結果は、単純に足し合わせ、合計点を集計することとしました。

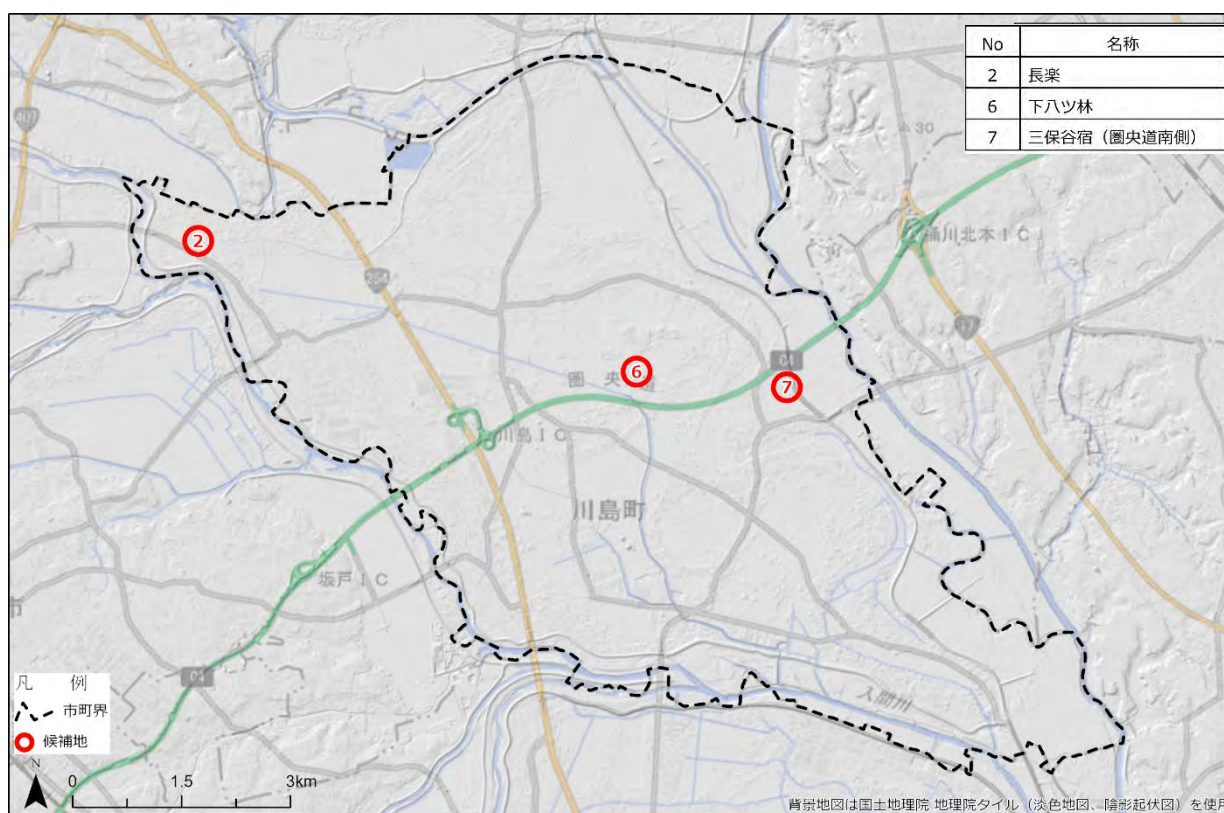
他団体での建設候補地選定の評価は、本検討における基本方針や大項目のレベルで一旦集計したのち、基本方針や大項目ごとに配点を決めて評価点を与える等の手法を講じている例も見受けられますが、計算方法が複雑になり、わかりにくくなるため、シンプルに集計することとしました。

なお、同点となった場合、同点候補地の優劣は付けないこととしました。点数1位及び2位で3地点となった場合は、これを上位3候補地とし、点数1位、2位が1地点ずつ、3位が2地点となった場合は、3位までを上位4候補地とすることとしました。

(4) 建設候補地の選定

以上の点数化、重み付け、集計を経た結果から、上位3か所の建設候補地及び評価点数は、以下のとおりです。

建設候補地の上位3か所	
No.2	長楽 111点
No.6	下八ツ林 110点
No.7	三保谷宿（圏央道南側） 108.5点



図一3 建設候補地上位3か所

7. 今後検討すべき課題

国が平成 30 年（2018 年）に閣議決定を行った「廃棄物処理施設整備計画」においては、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3 R・適正処理の推進や気候変動対策（脱炭素化）、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備を推進することが示されています。

これを受け、環境省が策定した「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」（平成 26 年（2014 年）3 月、令和 3 年（2021 年）4 月改訂、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）においては、脱炭素化を進めるための高効率エネルギー回収、災害廃棄物処理体制の強化、自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備推進を今後の方向性として位置づけています。こと災害対策の強化に関しては、地域の核となる廃棄物処理施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムの強靱化を確保することにより、地域の防災拠点としての役割が期待できるとしており、特にごみ焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できるとしています。

本町における新しいごみ処理施設建設候補地の検討に当たっては、水害対策を重要視してきました。それは、上記の国の施設整備の方向性とも合致するものです。

本検討委員会により上位 3 か所とした建設候補地はそれぞれの地点ごとの特徴（強みと弱み）を有しています。

【No.2 長楽】

強みとして、本町内では標高が高い場所にあり、最大浸水深が浅く、地震災害に対しても他の地点に比べ揺れが少ないなど災害に対して比較的強い点が挙げられます。また、搬入道路、給水に係るインフラは整っています。1 km 圏内に事業所が集積しており、エネルギー需要が見込める地点でもあります。

一方、弱みとして、貴重な動植物の生育・生息地に近いこと、戸守交差点の混雑含め、交通処理計画に課題があることが挙げられます。

【No.6 下八ツ林】

強みとして、搬入道路、給水に係るインフラは整っていること、近傍に行政・医療・教育施設等が集積し、エネルギー需要が見込めるとともに、行政施設と連携した防災拠点の可能性が見込める地点であることが挙げられます。

一方、弱みとして、最大浸水深が深く、災害に対して比較的弱いこと、保全対象や民家に近

接しており環境面での配慮が必要となることが挙げられます。

【No.7 三保谷宿（圏央道南側）】

強みとして、堤防道路を使用した搬入継続が可能であること、荒川堤防への腹付け盛土により平坦地面積を多く確保でき、施設・機能の導入に際し自由度が高いことが挙げられます。

一方、弱みとして、最大浸水深が深く、災害に対して比較的弱いこと、民家に近接しており環境面での配慮が必要となること、腹付け盛土により造成費や維持管理費が他の建設候補地点よりも多くかかることが挙げられます。

今後は、最終的な建設予定地の選定に向けて、本検討委員会での検討経緯を丁寧に説明するとともに、候補地ごとの強みを最大限生かすとともに、弱みを補う検討を行い、地域に新たな価値を創出することができる廃棄物処理施設の姿を示して、地元及び町全体の理解を得ることが求められます。

参考資料

- ・ 評価項目とその設定理由及び評価基準
- ・ 建設候補地評価結果の概要
- ・ 建設候補地評価結果集計表
- ・ 川島町一般廃棄物処理施設建設候補地検討委員会設置要綱
- ・ 川島町一般廃棄物処理施設建設候補地検討委員会経緯
- ・ 川島町一般廃棄物処理施設建設候補地検討委員会委員名簿

評価項目とその設定理由及び評価基準（1）

基本方針	大項目	中項目	小項目	項目設定理由	評価基準	評価方法	
1. 安定したごみ処理の確保							
1-1	防災	1-1-1	活断層からの離隔	活断層がない場所の選定は、施設の安全性を確保する上で重要であるため設定。	● 活断層から300m以上である。 △ 活断層から300m圏内である。	国立研究開発法人産業技術総合研究所の活断層データベースに表示される起震断層と建設候補地との離隔を計測した。	
		1-1-2	想定震度	想定震度が低い場所の選定は、施設の安全性を確保する上で重要であるため設定。	● 想定震度は震度6弱である。 ○ 想定震度は震度6強である。 △ 想定震度は震度7である。	埼玉県が平成24年度・25年度に実施した地震被害想定調査に基づき、最大の被害が想定される関東平野北西線断層帯地震の想定震度を整理した。	
		1-1-3	液状化の危険性	液状化の危険性が低い場所の選定は、施設の安全性を確保する上で重要であるため設定。	● 液状化の危険性が低い、もしくは極めて低い。 ○ 液状化の危険性がやや高い。 △ 液状化の危険性が高い。	埼玉県が平成24年度・25年度に実施した地震被害想定調査に基づき、最大の被害が想定される関東平野北西線断層帯地震の液状化可能性分布図を整理した。	
		1-1-4	浸水想定	1-1-4-1 最大浸水深	浸水想定水位が低く、浸水期間が短い場所の選定は、施設の安全性、安定稼働を確保する上で重要であるため設定。	● 最大浸水深が3m未満である。 ○ 最大浸水深が3m～5m未満である。 △ 最大浸水深が5m～10m未満である。 × 最大浸水深が10m以上である。	国土交通省による地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）での荒川水系のシミュレート結果を整理した。対象降雨は想定最大規模とされる1,000年確率降雨である。
		1-1-4-2	浸水期間	● 浸水継続期間が3日未満である。 ○ 浸水継続期間が3日～1週間未満である。 △ 浸水計画期間が1週間～2週間未満である × 浸水継続期間が2週間以上である。		国土交通省による地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）での荒川水系のシミュレート結果を整理した。対象降雨は想定最大規模とされる1,000年確率降雨である。	
1-1-5	浸水被害記録	浸水被害の実績がない場所の選定は、施設の安全性を確保する上で重要であるため設定。	● 過去に浸水被害の記録がない。 △ 過去に浸水被害の記録がある。	「川島町地域防災計画」（令和3年3月、川島町防災会議）に記載された災害履歴のうち、戦後（昭和20年以降）の被害記録を整理した。			
1-2	事業継続性	1-2-1	災害発生時の搬入継続	1-2-1-1 搬入継続の可能性	災害発生時にも廃棄物を継続的に搬入できることは施設の安定稼働及び信頼性を確保する上で重要であるため設定。	● 洪水発生時にも搬入を継続できる可能性が高い。 △ 洪水発生時にも搬入を継続できない可能性が高い。	堤防道路の利用により洪水発生時でも搬入継続が可能と判定した。なお、堤防道路については、現状1車線の幅員しかなく、また舗装路面が弱いため、堤防道路の移送距離は1kmが限界とした。
			1-2-1-2	緊急輸送道路	災害発生時の緊急車両にごみの搬入車両は含まれていないことから、主要な搬入ルートが緊急輸送道路に指定されている場合、災害廃棄物を含むごみ搬入に支障をきたすおそれがあることから設定。	● 主要な搬入ルートは緊急輸送道路には指定されていない。 ○ 主要な搬入ルートが第一次緊急輸送道路または第二次緊急輸送道路に指定されており、ごみ搬入に際して使用できなくなる可能性がある。 △ 主要な搬入ルートが第一次特定緊急輸送道路に指定されており、ごみ搬入に際して使用できなくなる可能性が高い。	埼玉県では、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うため、重要な路線を緊急輸送道路として指定している。指定が即、災害時の走行禁止となるわけではないが、ごみの搬入に際して制約を受ける可能性があるため、これを道路の指定種別に判定した。
		1-2-2	水害対策の実施可能性	水害対策（造成による嵩上げ、建屋構造による対応等）を実施できる候補地を選定することは、施設の安全性、安定稼働を確保する上で重要であるため設定。	● 水害対策を支障なく実施できる候補地である。 △ 水害対策の実施を阻害する要因が候補地内に存在する。	既存資料及び現地踏査により、嵩上げもしくは建物の高層化による水害対策が可能か否かを判定した。	
2. 環境への配慮							
2-1	自然環境	2-1-1	植生自然度	貴重性の高い植物群落等は移植が困難であり、避けることが適当であるため設定。	● 植生自然度が低い(自然度1～3：市街地、農耕地) ○ 植生自然度が比較的低い。(自然度4～6：二次草原、植林地) △ 植生自然度が比較的高い。(自然度7、8：二次林) × 植生自然度が極めて高い(自然度9、10：自然林・自然草原)	環境省の自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）の植生調査結果を利用し、建設候補地の群落から、植生自然度を判定した。	
			2-1-2	貴重な動植物の生育・生息地	貴重性の高い動植物の生育・生息地は移植が困難であり、避けることが適当であるため設定。	● 貴重な動植物の生育・生息地は建設候補地の200m圏内にはない。 ○ 貴重な動植物の生育・生息地が建設候補地の200m圏内にある。 △ 貴重な動植物の生育・生息地が建設候補地内にある。	自然環境保全基礎調査の特定植物群落調査、巨樹巨木林調査、埼玉県提供情報等から判定した。距離の目安とした200m圏は、環境影響評価等で一般的に想定される影響範囲である。
	2-2	生活環境	2-2-1	保全対象となる施設との距離	生活環境保全上、医療施設・教育施設・福祉施設等との一定の離隔を確保する配慮が求められることから設定。	● 保全対象施設が候補地から100m圏内に存在しない。 ○ 保全対象施設が候補地から50m～100m圏内に存在する。 △ 保全対象施設が候補地から50m圏内に存在する。	環境省の環境アセスメントデータベースにおける学校、病院その他の環境の保全のため特に配慮が必要な施設の位置情報を活用し、当該候補地との距離を計測・整理した。距離の目安は、騒音・振動・悪臭等の影響範囲を念頭に、騒音規制法に基づく特定施設の騒音基準（50m）及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づく調査
			2-2-2	民家、集落との距離	生活環境保全上、施設との一定の離隔を確保する配慮が求められることから設定。	● 直近民家・集落が候補地から100m圏内に存在しない。 ○ 直近民家・集落が候補地から50m～100m圏内に存在する。 △ 直近民家・集落が候補地から50m圏内に存在する。	航空写真、住宅地図及び現地踏査時の情報から、当該候補地の直近民家を特定し、距離を計測した。距離の目安は、上欄（保全対象となる施設との距離）と同じとした。
		2-2-3	地歴（土壌汚染の可能性）	2-2-3-1 土壌汚染対策法に基づく指定区域	土壌汚染、廃棄物の埋設等により発生するリスクを回避するため設定。	● 候補地内に指定区域が存在しない。 ○ 候補地内の一部に指定区域が存在する。 △ 候補地内の大半に指定区域が存在する。	埼玉県における土壌汚染対策法に基づく指定区域（要措置区域、形質変更時届出区域）の情報を整理した。
	2-2-3-2	過去の土地利用	● 地目の変化がない。 ○ 地目の変化がある。 △ 過去に廃棄物等の不法投棄の履歴が確認されている。	過去の航空写真との比較から当該候補地における土地利用の変化を判定した。また、埼玉県、川島町における不法投棄情報を整理した。			
	2-3	交通安全	2-3-1	車両集中	渋滞の発生は、周辺住民の生活環境を損なうおそれがあるため設定。	● 渋滞発生の要因が少ない。 △ 道路幅が狭隘、周辺に交通の発生集中する施設がある等、渋滞発生の要因が多い。	現地踏査時の状況把握により渋滞発生要因の有無を把握した。
			2-3-2	通学路との交錯	主要な搬入ルートが通学路と交錯すると交通事故の発生可能性が高まるため設定。	● 主要な搬入ルートは通学路と交錯しない。 ○ 主要な搬入ルートは通学路と交錯するが、縁石・ガードレールで仕切られた歩道、信号付き横断歩道、歩道橋等により安全策が講じられている。 △ 主要な搬入ルートが通学路と交錯するとともに、歩道等の安全策が十分でない箇所がある。	川島町の通学路に関する資料を基に、当該候補地の主要搬入ルート（想定）における通学路の設定状況を把握・整理した。
2-4	その他	2-4-1	景観・観光資源・眺望景観	景観資源を改変したり、眺望景観を損ねることによる紛争化、風評被害、補償交渉等のリスクを回避するため設定。	● 候補地内に景観資源は存在しない。付近の眺望点からの眺望景観を阻害しない。 △ 候補地内に景観資源が存在する。付近の眺望点からの眺望景観を阻害する。	環境省の環境アセスメントデータベースに基づき当該建設候補地内での景観資源の有無を把握するとともに、現地踏査時に付近からの眺望の状況を把握し、スカイラインに対する影響の程度を判定した。	
			2-4-2	史跡・文化財	2-4-2-1 史跡・名勝・天然記念物	史跡・名勝・天然記念物の移設は困難であるため設定。	● 候補地内に史跡・名称・天然記念物は存在しない。 △ 候補地内に史跡・名称・天然記念物が存在する。
		2-4-2-2	埋蔵文化財	包蔵地内において恒久的な建物等を設置する場合に「埋蔵文化財発掘の届出」を提出する必要があるため設定。	● 候補地内に周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。 △ 候補地内に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する。	埼玉県埋蔵文化財情報公開ページから川島町における周知の埋蔵文化財情報を整理した。	
		2-4-3	水害対策と環境保全との整合性	水害対策（造成による嵩上げ、建屋構造による対応等）を実施する場合に、環境面でトレードオフの関係が生じる可能性（嵩上げや建物の高層化による圧迫感、日照阻害の発生等）があるため設定。	● 水害対策と環境保全が両立する。 △ 水害対策と環境保全がトレードオフの関係にある。	水害対策（嵩上げもしくは建物の高層化）を実施した場合、日影、圧迫感等への影響が生じるか否かを地図情報及び現地踏査結果から判定した。	

評価項目とその設定理由及び評価基準（2）

基本方針	大項目	中項目	小項目	項目設定理由	評価基準	評価方法
3. 経済性の確保						
	3-1 インフラ整備		3-1-1 搬入道路	主要道路と接道していない場合は新たに道路を整備もしくは拡幅する必要があるため設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要道路（2車線以上）と接道している。 △ 主要道路（2車線以上）と接道していない。 	地図情報及び現地踏査結果から2車線以上の幅員を有する道路との接道状況を判定した。
			3-1-2 給水	給水本管から距離がある場合、新たな給水管の敷設、増圧施設等が必要となることから設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水本管に接している。 △ 給水本管に接していない。 	川島町の情報に基づき、当該建設候補地との近接状況を整理した。
			3-1-3 排水	下水道区域内にない場合、無放流もしくは公共用水域への放流が必要となることから設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道計画区域内にある。 △ 下水道計画区域外である。 	川島町の情報に基づき、下水道計画区域内に当該建設候補地があるか否かを判定した。
			3-1-4 電気	変電所、特別高圧線が近接している場合は、整備費用を抑えられるため設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 変電所、特別高圧線との距離が近い。 △ 変電所、特別高圧線との距離が遠い。 	環境アセスメントデータベースから、変電所及び6.6万V（7.7万V以下）特別高圧線の敷設状況と当該建設候補地の距離を整理した。
			3-1-5 ガス	補助燃料として使用した場合、排出ガスの温暖化係数が灯油等よりも若干改善するほか、ガス・コジェネレーション等も展開できることから設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市ガスの供給エリアに含まれる。 △ 都市ガスの供給エリア外である。 	武州ガスの供給区域図を基に当該建設候補地に対して供給可能か否かを判定した。
	3-2 整備・運営費		3-2-1 用地取得費	公共事業であり、経済性が高い地点を候補地とする必要があるため設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 用地取得費が全建設候補地の平均よりも少ない。 ○ 用地取得費が全建設候補地の平均と同程度である。 △ 用地取得費が全建設候補地の平均よりも多い。 	川島町の標準的な水田の買取単価（¥3,600/m ² ）に、固定資産税評価額から設定した地域ごとの係数を乗じ、さらに買取対象面積を乗じて用地取得費を算出した。
			3-2-2 造成費（嵩上げ含む）・地盤改良費を増加させる要因		<ul style="list-style-type: none"> ● 造成費・地盤改良費を増加させる要因が少ない。 △ 造成費・地盤改良費を増加させる要因が多い。 	嵩上げ時の土盛費を概算で算出した。なお、建設候補地はいずれも水田であり、嵩上げに際して圧密沈下に対する地盤改良はいずれの地点でも必須とした。
			3-2-3 建設費を増加させる要因		<ul style="list-style-type: none"> ● 建設費を増加させる要因が少ない。（支持層は、川島町で一般的なGL-22m～GL-25m程度の深度で得られる。） △ 建設費を増加させる要因が多い。（支持層が得られる深度が、一般的な深度よりも深い。もしくは情報が無い。） 	国土交通省等が運営する国地盤サイトから建設候補地近傍のボーリングデータに基づき、杭打設を念頭に支持層が得られる深度を推定した。また、取付道路等の整備の有無についても建設費に含めて検討した。
			3-2-4 維持管理費を増加させる要因		<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理費を増加させる要因が少ない。 △ 維持管理費を増加させる要因が多い。 	嵩上げ造成した法面の維持管理に係る費用への影響要因（緑地面積の多寡、圧密沈下）の有無及びその程度を検討した。
	4. 地域の活性化					
	4-1 土地利用	4-1-1 面積の確保	4-1-1-1 底地の面積	施設設置に必要な面積が確保できている必要があるため設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設設置に必要なと考えられる面積のほか、将来展開に向けた余裕ある用地が確保できている。 ○ 施設設置に必要なと考えられる面積が確保できている。 △ 施設設置に必要なと考えられる面積が確保できていない。 	底地の面積を算出した。
			4-1-1-2 水害対策後の天端の面積	水害対策後（嵩上げ後）に、施設設置に必要な面積が確保できている必要があるため設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設設置に必要なと考えられる面積のほか、将来展開に向けた余裕ある用地が確保できている（4ha以上）。 ○ 施設設置に必要なと考えられる面積が確保できている（3ha～4ha）。 △ 施設設置に必要なと考えられる面積が確保できていない（3ha未満）。 	嵩上げ高＝最大浸水深として、3割勾配で盛土することとして、天端の面積を算出した。なお、嵩上げ盛土は用地周囲から3mセットバックした地点から盛土することとした。また、堤防に近接する建設候補地については、堤防への腹付け盛土を行った後の天端面積も算出した。
		4-1-2 土地利用規制	4-1-2-1 農振農用地区域	農振除外が必要になることから設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 農振農用地区域に該当しない。 △ 農振農用地区域に該当する。 	川島町の農振農用地区域図を整理した。
			4-1-2-2 その他の利用規制	許認可が必要な指定規制を受けているとスケジュール上のリスクとなることから設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 許認可が必要な指定規制区域に該当しない。 △ 許認可が必要な指定規制区域に該当する。 	国土数値情報から自然公園区域、自然環境保全地域、保安林、地域森林計画対象民有林、風致地区等の情報を抽出・整理した。
		4-1-3 都市計画（用途地域）		住居系、商業系用途地域は規模の大きな工場等の建築が望ましくないため設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 工業系用途地域に該当する。 ○ 市街化調整区域または一部が住居系用途地域に該当する。 △ 大半が住居系用途地域に該当する。 	当該建設候補地における用途地域等の指定状況を整理した。
		4-1-4 現況の土地利用		候補地内に移設・付替えしなくてはならない支障物（送電鉄塔、農業用水路等）が存在する土地は避けることが適当であるため設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 支障物が存在しない。 ○ 支障物が存在するが回避可能である。 △ 支障物が存在する。 	地形図、航空写真及び現地踏査結果から、当該建設候補地における支障物（送電鉄塔、付替えの難しい排水路・道路等）の有無を判定した。
		4-2 将来計画	4-2-1 将来構想・計画の有無	町の将来の開発計画と整合を図る必要があるため設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 候補地に将来構想・計画はない。 △ 候補地に将来構想・計画はあるが、ごみ処理施設を導入できる余地はある。 × 候補地に将来構想・計画が存在し、ごみ処理施設とは相容れない。 	川島町の総合計画等の情報から、当該建設候補地における将来構想・計画を把握した。
	4-2-2 余熱利用可能な施設の有無		近隣施設へのエネルギーの供給は廃棄物エネルギーの利活用につながるため設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 近接地にエネルギー需要施設が存在し、将来的なエネルギー需要を見込むことができ近接地にエネルギー需要施設は存在しないが、農業利用等での潜在的な需要を見込むことができる。 ○ 近接地にエネルギー需要施設が存在しない。 △ 当該箇所に施設を設置することより防災拠点としての機能が有効に発揮できる。 △ 当該箇所に施設を設置しても防災拠点としての機能はさほど発揮できない。 	自営線による電力供給または熱導管による温熱供給を想定し、当該建設候補地より概ね1km圏内のエネルギー需要施設の分布を把握した。	
	4-2-3 防災拠点としての利用可能性		候補地を防災拠点として利用できる可能性は、施設の付加価値を高めることから設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該箇所に施設を設置することより防災拠点としての機能が有効に発揮できる。 △ 当該箇所に施設を設置しても防災拠点としての機能はさほど発揮できない。 	水害の発生を念頭に、避難所等の機能を発揮できる可能性について、浸水被害実績等を加味して判定した。	
	5. 合意形成					
	5-1 合意形成		5-1-1 地権者数	用地取得を行う場合には検討しなければならない項目のため設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地権者数が全建設候補地の平均よりも少ない。 ○ 地権者数が全建設候補地の平均と同程度である。 △ 地権者数が全建設候補地の平均よりも多い。 	登記簿情報の整理により地権者数を把握した。
			5-1-2 所有者不明土地の有無		<ul style="list-style-type: none"> ● 所有者不明土地がない。 △ 所有者不明土地がある。 	登記簿情報の整理により地権者を把握した。
			5-1-3 必要移転数	住居の移転が生じる場合に、交渉時間や費用が発生することから設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 移転が必要となる住居等はない。 ○ 移転が必要となる住居はないが、確認が必要な施設等がある。 △ 移転が必要な住居等がある。 	既存資料及び現地踏査結果から、住居等の必要移転数を算出した。
			5-1-4 他市町村との距離	合意形成を図る上で近隣の他市町村へ配慮することが求められるため設定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 他市町村との境界が当該候補地から約500m圏内に存在しない。 △ 他市町村との境界が当該候補地から約500m圏内に存在する。 	当該建設候補地と他市町村境界との距離を計測した。

建設候補地評価結果の概要

No.1 正直

基本方針	評価結果の概要
安定したごみ処理の確保	想定震度6強。液状化の危険性高い。 最大浸水深3.74m。浸水期間144時間（6日）。浸水被害実績あり 災害発生時の搬入継続困難。 主要な搬入ルートは第一次特定緊急輸送道路に指定。
環境への配慮	100m圏内に保全対象施設、民家なし 国道の右折レーン短く、車両滞留のおそれあり。 主要な搬入ルートと通学路は交錯しない。 近隣集落からの眺望に影響を与える。
経済性の確保	主要道路と接道あり。上水の給水本管が届いていない。 用地取得費は全建設候補地の平均と同程度。 嵩上げに伴う盛土量は、全建設候補地の平均を下回る。 杭基礎の支持層に関する情報なし
地域の活性化	底地面積5.0ha、嵩上げ後の天端面積3.5haを確保。 候補地内に支障物なし。 農業利用等での潜在的なエネルギー需要が見込める。 浸水実績あるため、防災拠点としての利用可能性低い。
合意形成	地権者数は全建設候補地の平均と同程度。 所有者不明土地はない。 他市町村との境界が500m圏内に存在。



No.2 長楽

基本方針	評価結果の概要
安定したごみ処理の確保	想定震度6強。液状化の危険性やや高い。 最大浸水深3.70m。浸水期間96時間（4日）。浸水被害実績なし 災害発生時の搬入継続困難。
環境への配慮	貴重な動植物の生育・生息地に近接（200m圏内）。 戸守交差点が混雑しており、車両増加が渋滞発生につながるおそれあり。建設候補地に右折進入。 主要な搬入ルートと通学路は重なるが、緑石で仕切られた歩道あり。 近隣集落からの眺望に影響を与える。
経済性の確保	主要道路と接道あり。上水の給水本管に接している。 用地取得費は全建設候補地の平均と同程度 嵩上げに伴う盛土量は、建設候補地の平均を下回る。 杭基礎の支持層が町内の一般的なレベルよりも深い。
地域の活性化	底地5.0ha、嵩上げ後の天端3.5ha確保。候補地内に支障物なし。 1km圏内に事業所等が集積、エネルギー需要が見込める。 長楽地区の防災拠点としての利用可能性が見込める。
合意形成	地権者数は全建設候補地の平均と同程度。 所有者不明土地はない。 他市町村との境界が500m圏内に存在。



No.3 伊草

基本方針	評価結果の概要
安定したごみ処理の確保	想定震度7。液状化の危険性やや高い。 最大浸水深5.93m。浸水期間84時間（3.5日） 災害発生時の搬入継続困難。 主要な搬入ルートは第一次特定緊急輸送道路に指定。
環境への配慮	鶏舎に隣接。北東50m地点に民家あり。渋滞発生要因少ない。国道から建設候補地までの区間は、通学路への安全策を講じる必要がある。 近隣集落からの眺望に影響を与える。
経済性の確保	主要道路と接道なし。上水の給水本管が届いていない。 都市ガス供給エリア内。 用地取得費が全建設候補地の平均を上回る。 嵩上げに伴う盛土量は、建設候補地の平均を下回る。 進入道路工事費が発生。
地域の活性化	底地面積5.0ha、嵩上げ後の天端面積3.0ha確保。 候補地内に支障物なし。 農業利用等での潜在的なエネルギー需要が見込める。 伊草地区の防災拠点としての利用可能性が見込める。
合意形成	地権者数は全建設候補地の平均より多い。 所有者不明土地はない。 他市町村との境界が500m圏内に存在しない。



No.4 上狹

基本方針	評価結果の概要
安定したごみ処理の確保	想定震度7。液状化の危険性高い。 最大浸水深7.08m。浸水期間84時間（3.5日）。浸水被害実績あり 災害発生時の搬入継続困難。
環境への配慮	洗滞発生要因少ない。 主要な搬入ルートと通学路は交錯するが、緑石で仕切られた歩道あり。 近隣集落からの眺望に影響を与える。
経済性の確保	主要道路と接道あり。上水の給水本管が届いていない。 用地取得費が全建設候補地の平均を上回る。 嵩上げに伴う盛土量が多く、土盛費が高い。 杭基礎の支持層が町内の一般的なレベルよりも深い。
地域の活性化	底地面積5.1ha、嵩上げ後の天端面積3.3ha確保。 候補地内に支障物なし。 農業利用等での潜在的なエネルギー需要が見込める。 浸水実績あるため、防災拠点としての利用可能性低い。 地震時の埼玉県中央防災基地等との連携の可能性
合意形成	地権者数は全建設候補地の平均と同程度。 所有者不明土地はない。 他市町村との境界が500m圏内に存在しない。



No.5 曲師

基本方針	評価結果の概要
安定したごみ処理の確保	想定震度7。液状化の危険性やや高い。 最大浸水深5.53m。浸水期間84時間（3.5日）。浸水被害実績あり 災害発生時の搬入継続困難。
環境への配慮	貴重な動植物の生育・生息地に近接（200m圏内）。 候補地に隣接して老人福祉施設がある。 洗滞要因は少ない。 主要な搬入ルートと通学路は交錯するが、緑石で仕切られた歩道あり。 近隣集落からの眺望に影響は少ない。
経済性の確保	主要道路と接道あり。上水の給水本管に接している。 用地取得費は全建設候補地の平均よりも少ない。 嵩上げに伴う盛土量は、建設候補地の平均を下回る。 杭基礎の支持層はGL-23m～25mで得られる。
地域の活性化	底地面積4.8ha、嵩上げ後の天端面積3.0ha確保。未利用施設あり。排水機場への道路付替え必要。 近傍に屎処理施設、合材工場等があり、エネルギー需要が見込める。 浸水実績あるため、防災拠点としての利用可能性低い。
合意形成	地権者数は全建設候補地の平均と同程度。 所有者不明土地はない。 他市町村との境界が500m圏内に存在。



No.6 下八ツ林

基本方針	評価結果の概要
安定したごみ処理の確保	想定震度7。液状化の危険性高い。 最大浸水深6.11m。浸水期間は84時間（3.5日）。浸水被害実績なし 災害発生時の搬入継続困難。
環境への配慮	100m圏内に保全対象（教育施設）、50m圏内に民家あり。 洗滞要因少ない。主要な搬入ルートと通学路は交錯するが、緑石で仕切られた歩道あり。 すでに高さのある建築物等があり、眺望の変化への影響は少ない。 水害対策により圧迫感生じる。
経済性の確保	主要道路と接道あり。上水の給水本管が届いている。 用地取得費は全建設候補地の平均と同程度。 嵩上げに伴う盛土量は、建設候補地の平均を下回る。 杭基礎の支持層はGL-23m～25mで得られる。
地域の活性化	底地面積5.0ha、嵩上げ後の天端面積3.0ha確保。 候補地内に支障物なし。 近傍に行政施設、医療施設、教育施設等が集積し、エネルギー需要が見込める。 行政施設と連携した防災拠点としての利用可能性が見込める。
合意形成	地権者数は全建設候補地の平均と同程度。 所有者不明土地はない。 他市町村との境界が500m圏内に存在しない。



No.7 三保谷宿（圏央道南側）

基本方針	評価結果の概要
安定したごみ処理の確保	想定震度7。液状化の危険性高い。 最大浸水深5.70m。浸水期間は132時間（5.5日）。浸水被害実績なし。 災害発生時の搬入継続可能（堤防道路使用）。 主要な搬入ルートが第一次緊急輸送道路に指定。
環境への配慮	100m圏内に民家あり。 渋滞発生要因少ない。主要な搬入ルートと通学路は交錯するが、縁石で仕切られた歩道あり。 近隣集落からの眺望に影響を与える。
経済性の確保	主要道路と接道なし。上水の給水本管が届いていない。 用地取得費は全建設候補地の平均と同程度。 嵩上げ及び腹付け盛土に伴う盛土量が多く、土盛費が高い。 杭基礎の支持層はGL-23m～25mで得られる。 嵩上げ及び腹付け盛土による維持管理費増の可能性。
地域の活性化	底地面積5.0ha確保。嵩上げ後及び堤防への腹付け盛土後4.9haまで拡張可能。候補地内に支障物なし。 農業利用等での潜在的なエネルギー需要が見込める。 三保谷宿地区の防災拠点としての利用可能性が見込める。
合意形成	地権者数は全建設候補地の平均と同程度。 所有者不明土地はない。 他市町村との境界が500m圏内に存在しない。



No.8 三保谷宿（圏央道北側）

基本方針	評価結果の概要
安定したごみ処理の確保	想定震度7。液状化の危険性やや高い。 最大浸水深6.15m。浸水期間は144時間（6日）。浸水被害実績なし。 災害発生時の搬入継続可能。 主要な搬入ルートが第一次緊急輸送道路に指定。
環境への配慮	候補地内に民家あり。 渋滞発生要因少ない。主要な搬入ルートと通学路は交錯するが、縁石で仕切られた歩道あり。 近隣集落からの眺望に影響を与える。 水害対策により圧迫感生じるおそれ。
経済性の確保	主要道路と接道なし。上水の給水本管が届いていない。 用地取得費は全建設候補地の平均と同程度。 嵩上げ及び腹付け盛土に伴う盛土量が多く、土盛費が高い。 杭基礎の支持層はGL-23m～25mで得られる。 嵩上げ及び腹付け盛土による維持管理費増の可能性。
地域の活性化	底地面積5.0ha確保。嵩上げ後及び堤防への腹付け盛土後3.5haまで拡張可能。候補地内に支障物（神社、住居、集落センター、携帯電話基地局）あり。 農業利用等での潜在的なエネルギー需要が見込める。 三保谷宿地区の防災拠点としての利用可能性が見込める。
合意形成	地権者数は全建設候補地の平均と同程度。 所有者不明土地はない。 住居3軒、神社等の移転が必要。 他市町村との境界が500m圏内に存在。



No.9 鳥羽井

基本方針	評価結果の概要
安定したごみ処理の確保	想定震度7。液状化の危険性高い。 最大浸水深6.21m。浸水期間は192時間（8日）。浸水被害実績あり 災害発生時の搬入継続困難。
環境への配慮	保全対象、民家なし。 渋滞発生要因少ない。県道から建設候補地に至る区間で通学路への安全策を講じる必要がある。 集落少なく、眺望に与える影響は少ない。
経済性の確保	主要道路と接道なし。上水の給水本管が届いていない。 用地取得費は全建設候補地の平均と同程度。 嵩上げ及び腹付け盛土に伴う盛土量が多く、土盛費が高い。 進入道路工事費が発生。 嵩上げ及び腹付け盛土による維持管理費増の可能性。
地域の活性化	底地面積5.0ha確保。嵩上げ後及び堤防への腹付け盛土後4.8haまで拡張可能。候補地内に支障物なし。 農業利用等での潜在的なエネルギー需要が見込める。 浸水実績あるため、防災拠点としての利用可能性低い。
合意形成	地権者数は全建設候補地の平均より多い。 所有者不明土地がある。 他市町村との境界が500m圏内に存在しない。



No.10 北園部

基本方針	評価結果の概要
安定したごみ処理の確保	想定震度6強。液状化の危険性高い。 最大浸水深4.01m。浸水期間は84時間（3.5日）。浸水被害実績なし。 災害発生時の搬入継続困難。 主要な搬入ルートは第一次特定緊急輸送道路に指定。
環境への配慮	候補地北側に民家あり。 東松山方面からの進入には交差点改良が必要。主要搬入ルートと通学路の交錯はない。 近隣集落からの眺望に影響を与える。 北側民家に対し日照、圧迫感に影響あり。
経済性の確保	主要道路と接道あり。上水の給水本管が届いている。 用地取得費が全建設候補地の平均を上回る。 嵩上げに伴う盛土量は、建設候補地の平均を下回る。 杭基礎の支持層に関する情報なし
地域の活性化	底地面積5.5ha、嵩上げ後の天端面積3.9ha。候補地内に支障物なし。 農業利用等での潜在的なエネルギー需要が見込める。 戸守地区、北園部地区、南園部地区の防災拠点としての利用可能性が見込める。
合意形成	地権者数は全建設候補地の平均と同程度。 所有者不明土地はない。 他市町村との境界が500m圏内に存在しない。



建設候補地評価結果集計表

項目				地点番号											
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
				正直	長楽	伊草	上栢	曲師	下八ツ林	三保谷宿 (圏央道 南側)	三保谷宿 (圏央道 北側)	鳥羽井	北園部		
基本方針	大項目	中項目・小項目	重み付け係数	評価											
1. 安定したごみ処理の確保	1-1 防災	1-1-1 活断層からの距離	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		1-1-2 想定震度	1	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	
		1-1-3 液状化の危険性	1	△	○	○	△	○	△	△	△	○	△	△	
		1-1-4-1 浸水想定-最大浸水深	1.5	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○
		1-1-4-2 浸水想定-浸水期間	1.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
		1-1-5 浸水被害記録	1.5	△	◎	◎	△	△	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎
	1-2 事業継続性	1-2-1-1 災害発生時の搬入継続-搬入継続の可能性	2	△	△	△	△	△	△	△	◎	◎	△	△	
		1-2-1-2 災害発生時の搬入継続-緊急輸送道路	1.5	△	◎	△	◎	◎	○	○	○	◎	◎	△	
1-2-2 水害対策の実施可能性		1.5	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
2. 環境への配慮	2-1 自然環境	2-1-1 植生自然度	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		2-1-2 貴重な動植物の生育・生息地	1	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	2-2 生活環境	2-2-1 保全対象となる施設との距離	1	◎	◎	△	◎	△	○	◎	◎	◎	◎	◎	
		2-2-2 民家・集落との距離	1	◎	◎	△	◎	○	△	○	△	◎	△		
		2-2-3-1 地歴(土壌汚染の可能性)-土壌汚染対策法に基づく指定区域	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		2-2-3-2 地歴(土壌汚染の可能性)-過去の土地利用	1	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	2-3 交通安全	2-3-1 車両集中	1	△	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
		2-3-2 通学路との交錯	1	◎	○	△	○	○	○	○	○	○	△	◎	
	2-4 その他	2-4-1 景観・観光資源、眺望景観	1	△	△	△	△	◎	◎	△	△	◎	△		
		2-4-2-1 史跡・文化財-史跡・名勝・天然記念物	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
2-4-2-2 史跡・文化財-埋蔵文化財		1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎			
2-4-3 水害対策と環境保全との整合性		1	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	△	◎	△			
3. 経済性の確保	3-1 インフラ整備	3-1-1 搬入道路	1	◎	◎	△	◎	◎	◎	△	△	△	◎		
		3-1-2 給水	1	△	◎	△	△	◎	◎	△	△	△	◎		
		3-1-3 排水	1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		3-1-4 電気	1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		3-1-5 ガス	1	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	△		
	3-2 整備費	3-2-1 用地取得費	1	◎	○	△	△	◎	○	○	○	○	○	△	
		3-2-2 造成費(嵩上げ含む)・地盤改良費を増加させる要因	1	◎	◎	◎	△	◎	◎	△	△	△	◎		
		3-2-3 建設費を増加させる要因	1	△	△	△	△	◎	◎	◎	◎	△	△		
3-2-4 維持管理費を増加させる要因		1	◎	◎	◎	△	◎	◎	△	△	△	◎			
4. 地域の活性化	4-1 土地利用	4-1-1-1 面積の確保-底地の面積	1	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎		
		4-1-1-2 面積の確保-水害対策後の天端の面積	1.5	○	○	○	○	○	○	◎	○	◎	○		
		4-1-2-1 土地利用規制-農振農用地区域	1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		4-1-2-2 土地利用規制-その他の利用規制	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		4-1-3 都市計画(用途地域)	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		4-1-4 現況の土地利用	1	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎	△	◎	◎		
	4-2 将来計画	4-2-1 将来構想・計画の有無	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		4-2-2 余熱利用可能な施設の有無	1	○	◎	○	○	◎	◎	○	○	○	○		
4-2-3 防災拠点としての利用可能性		1.5	△	◎	◎	△	△	◎	◎	◎	△	◎			
5. 合意形成	5-1 合意形成	5-1-1 地権者数	1	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○		
		5-1-2 所有者不明土地の有無	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎		
		5-1-3 必要移転数	1	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	◎	◎		
		5-1-4 他市町村との距離	1	△	△	◎	◎	△	◎	◎	△	◎	◎		
評価結果	◎			22	24	22	20	21	25	23	17	21	23		
	○			7	10	6	7	10	8	8	9	3	7		
	△			14	9	15	16	12	10	12	17	19	13		
評価点(◎:3点、○:2点、△:1点)				101	111	102	97.5	102.5	110	108.5	97	95.5	105		

川島町一般廃棄物処理施設建設候補地検討委員会設置要綱

令和3年9月21日
川島町告示第94号

(設置)

第1条 川島町が進める一般廃棄物処理施設建設に係る建設候補地(以下「建設候補地」という。)の選定に資するため、川島町一般廃棄物処理施設建設候補地検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、建設候補地の選定に関する評価項目及び評価基準の決定並びに評価を行い、その結果について町長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、第2条の所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、会議を初めて招集するとき、は、町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の謝金)

第7条 委員会の委員に、謝金2,600円を支給する。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、町民生活課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り

定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

川島町一般廃棄物処理施設建設候補地検討委員会経緯

回数	開催日時	会議内容
第1回	令和3年(2021年)11月17日 (水)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱状の交付 3. 町長挨拶 4. 委員長、副委員長の選出 5. 委員長、副委員長挨拶 6. 委員、事務局自己紹介 7. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設候補地検討の基本的な考え方について (2) 庁内検討委員会報告の概要について 8. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設候補地の選定手順(案)について (2) 評価項目及び評価基準(案)について 9. その他 10. 閉会
第2回	令和3年(2021年)12月22日 (水)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 挨拶 3. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報公開について 4. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設候補地の加除について (2) 評価項目及び評価基準について 5. その他 6. 閉会
第3回	令和4年(2022年)2月10日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 挨拶 3. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設候補地の名称変更について 4. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 評価基準の変更について (2) 建設候補地の評価結果について (3) 建設候補地選定に向けた課題について 5. その他 6. 閉会

回数	開催日時	会議内容
現 地 確認	令和 4 年(2022 年) 2 月 10 日 (木)	建設候補地 10 か所の現地確認
第 4 回	令和 4 年(2022 年) 2 月 28 日 (月)	1. 開会 2. 委員長挨拶 3. 議事 (1) 評価基準の変更について (2) 建設候補地の評価結果について (3) 建設候補地の点数化・重み付けについて (4) 建設候補地上位 3 か所程度の選定について (5) 建設候補地検討報告書(案)について 4. その他 5. 閉会

川島町一般廃棄物処理施設建設候補地検討委員会委員名簿

任期：令和3年（2021年）11月17日～令和4年（2022年）3月31日

No.	所属・職名	氏名	備考
1	公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長	◎荒井 喜久雄	要綱第3条第1号委員
2	埼玉県環境科学国際センター 担当部長	川岸 幹生	要綱第3条第1号委員
3	川島町廃棄物減量等推進審議会 会長	○後藤 真太郎	要綱第3条第2号委員
4	川島町廃棄物減量等推進審議会 副会長	鈴木 貞美	要綱第3条第2号委員
5	川島町区長会 会長	木村 敏光	要綱第3条第2号委員
6	かわじま☆未来塾 塾生	田中 雄輝	要綱第3条第2号委員
7	審議会等の公募委員 候補者	増村 順子	要綱第3条第3号委員
8	審議会等の公募委員 候補者	矢田堀 実香	要綱第3条第3号委員
9	川島町議会 議員 議会特別委員会委員長	小高 春雄	要綱第3条第3号委員
10	川島町 副町長	石島 一久	要綱第3条第3号委員

◎：委員長 ○：副委員長

事務局

1	町民生活課 課長	横山 雅則	
2	町民生活課 ゼロ・ウェイスト推進室 室長	渡辺 英夫	
3	町民生活課 ゼロ・ウェイスト推進室 主幹	井上 靖夫	
4	町民生活課 ゼロ・ウェイスト推進室 主査	北原 崇行	